

新旧対照表

○千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱（平成二年千葉県告示第七百号）

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第一条 この要綱は、自然公園及び自然環境保全地域におけるいわゆるリゾートマンション等の建設が自然景観その他の環境に著しい影響を与えるおそれがあることから、事前に必要な指導等を行うことにより良好な環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自然公園等 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二条第一号に規定する自然公園及び千葉県自然環境保全条例（昭和三十八年千葉県条例第一号。以下「保全条例」という。）第六条の規定による自然環境保全地域をいう。</p> <p>二 自然公園特別地域等 法第二十条の規定による特別地域及び法第七十三条の規定による特別地域並びに保全条例第九条の規定による特別地区をいう。</p> <p>三 自然公園普通地域等 法第三十三条の規定による普通地域及び千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号。以下「公園条例」という。）第二十条の規定による普通地域並びに保全条例第十一条の規定による普通地区をいう。</p> <p>四 建設事業 自然公園等における次のいずれかに該当する工作物（増築後において、これらのいずれかに該当することとなる工作物を含む。以下「建築物等」という。）の新築又は増築をいう。</p> <p>イ 自然公園特別地域等における建築物にあつては、当該建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）が五百平方メートルを超えるもの</p> <p>ロ 自然公園普通地域等における建築物にあつては、当該建築物の高さが十三メートルを超えるもの又は当該建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。）が千平方メートルを超えるもの</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この要綱は、自然公園及び自然環境保全地域におけるいわゆるリゾートマンション等の建設が自然景観その他の環境に著しい影響を与えるおそれがあることから、事前に必要な指導等を行うことにより良好な環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自然公園等 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二条第一号に規定する自然公園及び千葉県自然環境保全条例（昭和三十八年千葉県条例第一号。以下「保全条例」という。）第六条の規定による自然環境保全地域をいう。</p> <p>二 自然公園特別地域等 法第二十条の規定による特別地域及び法第七十三条の規定による特別地域並びに保全条例第九条の規定による特別地区をいう。</p> <p>三 自然公園普通地域等 法第三十三条の規定による普通地域及び千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号。以下「公園条例」という。）第二十条の規定による普通地域並びに保全条例第十一条の規定による普通地区をいう。</p> <p>四 建設事業 次に掲げる工作物（以下「建築物等」という。）の新築又は増築をいう。</p> <p>イ 集合住宅、ホテル、ペンション、保養所、病院、倉庫、店舗その他の建築物であつて、専ら個人が自己の日常生活の用に供するための住宅（集合住宅を除く。以下「個人専用住宅」という。）及び個人専用住宅と用途上不可分の関係にある建築物以外のもの</p> <p>ロ 鉄柱、鉄塔、風力発電施設その他これらに類する高さのある工作物</p>

ハ、自然公園等における建築物以外の工作物にあつては、当該工作物の高さが三十メートルを超えるもの

五 事業者 建設事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

六 周辺住民 建設事業により自然景観その他の環境に著しい影響を受ける地域に居住する者をいう。

(適用の範囲)

第三条 この要綱は、自然公園等における次の各号に定める事業以外の建設事業について適用する。ただし、千葉県開発行為等規制細則（昭和四十五年千葉県規則第五十二号）第四条に規定する知事への協議を行うこととなる事業については、第五条から第九条までの規定は、適用しない。

一 法第二条第六号に規定する公園事業及び公園条例第二条第三号に規定する公園事業

二 国又は地方公共団体が実施する事業

(事業者の責務)

第四条 事業者は、自然公園等における自然環境の保全の重要性を強く認識し、建設事業の計画策定に当たっては、自然環境の保全に努めるとともに、関係法令を遵守しなければならない。

2 事業者は、建設事業によつて周辺住民等に迷惑を及ぼさないよう最善の努力をしなければならない。

(事前協議)

第五条 事業者は、建設事業を実施しようとするときは、あらかじめ、当該建設事業の計画について知事に協議（以下「事前協議」という。）をするものとする。

2 知事は、建設事業を実施しようとする事業者に対し、次の各号に掲げる建設事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる申請又は届出が行われる前に、前項の事前協議を行うよう指導するものとする。

一 自然公園特別地域等における建設事業 法第二十条第三項、公園条例第十九条第一項及び保全条例第九条第四項の規定による許可の申請

二 自然公園普通地域等における建設事業 法第三十三条第一項、公園条例

五 事業者 建設事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

六 周辺住民 建設事業により自然景観その他の環境に著しい影響を受ける地域に居住する者をいう。

(適用の範囲)

第三条 この要綱は、自然公園等における次の各号に定める事業以外の建設事業について適用する。ただし、千葉県開発行為等規制細則（昭和四十五年千葉県規則第五十二号）第四条に規定する知事への協議（以下「条例協議等」という。）を行うこととなる事業については、第五条及び第七条の規定は適用しない。

一 法第二条第六号に規定する公園事業及び公園条例第二条第三号に規定する公園事業

二 自然公園普通地域等における法第三十三条第一項、公園条例第二十条第一項及び保全条例第十一条第一項の規定による届出を要しない建設事業

(事業者の責務)

第四条 事業者は、自然公園等における自然環境の保全の重要性を強く認識し、建設事業の計画策定に当たっては、この要綱に定める手続に従い自然環境の保全に努めるとともに、関係法令を遵守しなければならない。

2 事業者は、建設事業によつて周辺住民等に迷惑を及ぼさないよう最善の努力をしなければならない。

(事前協議)

第五条 事業者は、建設事業を実施しようとするときは、当該建設事業に係る用地取得について関係者と交渉を開始する前に（建設事業以外の目的で用地交渉を開始した後、建設事業に利用目的を変更する場合においては、変更後、直ちに）建設事業の計画について知事に協議（以下「事前協議」という。）をしなければならない。

~~第二十条第一項及び保全条例第十一条第一項の規定による行為の届出~~

~~3 第一項の規定により事前協議をしようとする事業者は、次の各号に掲げる関係図書を添えて、自然公園等における建築物等建設事前協議申出書（別記第一号様式。以下「事前協議申出書」という。）を知事に提出するものとする。~~

- ~~一 事業計画概要書~~
- ~~二 位置図（縮尺二万五千分の一）~~
- ~~三 地形図（縮尺二千五百分の一）~~
- ~~四 土地利用計画図~~
- ~~五 建築物等の配置図~~
- ~~六 建築物等の平面図及び立面図~~
- ~~七 建設事業予定地の縦断図及び横断図~~
- ~~八 建設事業予定地及びその周辺地の現況写真~~
- ~~九 その他知事が必要と認めるもの~~

~~（事業者への指導等）~~

~~第六条 知事は、事前協議があつたときは、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることが出来る。~~

~~2 知事は、前項の指導及び助言を行おうとするときは、あらかじめ、建設事業が実施される土地が存する市町村の長及び自然環境に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。~~

~~3 事業者は、第一項の規定による指導及び助言があつたときは、当該指導及び助言に対する対応の状況及びその結果を知事に報告するものとする。~~

~~（環境等調査書の提出等）~~

~~第七条 知事は、事前協議において、当該建設事業の実施が自然景観その他の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、その保全を図るために調査を行う必要があると認めるときは、事業者に対し、自然公園法施行規則（昭~~

~~2 前項の規定により事前協議をしようとする事業者は、次の各号に掲げる関係図書を添えて、自然公園等における建築物等建設事前協議申出書（別記第一号様式。以下「事前協議申出書」という。）を知事に提出しなければならない。~~

- ~~一 事業計画概要書~~
- ~~二 位置図（縮尺二万五千分の一）~~
- ~~三 地形図（縮尺二千五百分の一）~~
- ~~四 土地利用計画図~~
- ~~五 建築物等の配置図~~
- ~~六 建築物等の平面図及び立面図~~
- ~~七 建設事業予定地の縦断図及び横断図~~
- ~~八 建設事業予定地及びその周辺地の現況写真~~
- ~~九 その他知事が必要と認めるもの~~

~~（協議会の設置及び運営）~~

~~第六条 この要綱の適確な実施を図るため、自然公園等における建築物等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。~~

~~2 協議会は、次の各号に掲げる事項を担当する。~~

- ~~一 事前協議に係る事項の審査及び調整に関すること。~~
- ~~二 その他知事が必要と認める事項~~

~~3 協議会は、会長及び委員をもって構成する。~~

~~4 会長は、環境生活部次長の職にある者をもって充てる。~~

~~5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。~~

~~6 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長が必要があると認めるときは、別表に掲げる職以外の職にある者を委員とすることができる。~~

~~7 協議会の運営等に必要な事項は、別に定める。~~

~~（協議会の審査）~~

~~第七条 知事は、第五条第一項の規定により事業者から事前協議があつたときは、協議会の審査を経て回答するものとする。~~

和三十二年厚生省令第四十一号) 第十条第三項又は千葉県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年千葉県規則第十五号) 第十二条第三項に規定する書類(次項において「環境等調査書」という。)の提出を求めるものとする。

2 知事は、環境等調査書に関し事業者へ指導及び助言を行おうとするときは、あらかじめ、必要に応じて自然環境に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
(事業者への通知)

第八条 知事は、事前協議が終了したときは、事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(削る。)

2 会長は、事前協議の審査のため必要と認める場合は、事業者に対し、協議会において説明を求めることができる。

(景観等影響評価準備書の作成等)

第八条 事業者は、事前協議(条例協議等を含む。)を終了したときは、建設事業の実施が景観、動植物、眺望、日照、電波、地下水、周辺交通、市町村の上水供給計画、防災等(以下「景観等」という。)に及ぼす影響及び建設事業の実施により生ずる風害、騒音、排水、ごみ等(以下「風害等」という。)の影響について調査、予測及び評価を行い、次の各号に掲げる事項を記載した景観等影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、事前協議において、知事が自然景観その他の環境に影響を与えるおそれが少ないと認める建設事業については、この限りでない。

一 事業者の住所及び氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

二 建設事業の目的及び内容

三 調査の結果

四 景観等に及ぼす影響及び風害等の影響の内容及び程度

五 景観等の保全等及び風害等の防止等のための措置

六 景観等に及ぼす影響及び風害等の影響の評価

2 事業者は、前項の規定により知事に準備書を提出したときは、当該準備書の写しを建設事業が実施される所在地の市町村長(以下「関係市町村長」という。)に送付しなければならない。

(準備書の縦覧等)

第九条 知事は、前条第一項の規定により事業者から準備書が提出されたときは、その旨並びに次項に規定する説明会の開催の場所及び日程等を公告するとともに、当該準備書の写しを当該公告の日から三十日間一般の縦覧に供するものとする。

2 事業者は、知事及び関係市町村長と協議して定める日程に従い、前項に定める縦覧期間内に、周辺住民に対し準備書に係る説明会を開催しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

らない。

3 事業者は、前項の規定により説明会を開催する場合は、その場所、日程等について周知を図らなければならない。

4 事業者は、説明会の日程が終了したときは、その実施状況について説明会開催結果報告書（別記第二号様式）を作成し、知事に提出するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならない。

(周辺住民の意見)

第十条 周辺住民は、前条第一項に規定する公告の日から同項に規定する縦覧期間の満了後十五日を経過する日までに、準備書について、知事に意見書を提出することができる。

2 知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、提出期間満了後、速やかに、当該意見書の写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

(見解書の作成等)

第十一条 事業者は、前条第二項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、当該意見書に対する見解書（別記第三号様式）を作成し、知事に提出するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業者から見解書が提出されたときは、その旨を公告するとともに、当該見解書の写しを当該公告の日から十五日間一般の縦覧に供するものとする。

(公聴会)

第十二条 知事は、第十四条第一項の規定により意見を述べるため必要と認めるときは、周辺住民の意見を聴くため、公聴会を開催することができる。

2 知事は、前項に規定する公聴会を開催しようとするときは、開催しようとする日の十五日前までに公聴会の開催の場所、日程等を公告するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

(関係市町村長の意見)

第十三条 知事は、関係市町村長に対し、期限を定めて準備書について意見を聴くものとする。

(知事の意見)

第十四条 知事は、事業者に対し、準備書について意見を述べるものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べようとするときは、第十条第一項に規定する意見書、第十一条第一項に規定する見解書、第十二条第一項に規定する公聴会での意見及び第十三条に規定する関係市町村長の意見を考慮する

(削る。)

(削る。)

(建設事業の廃止又は変更)

第九条 事業者は、第五条第三項の規定による事前協議申出書の提出後において、建設事業を廃止し、又は建設事業に係る計画を変更したときは、速やかにその旨を建設事業廃止届出書（別記第二号様式）又は建設事業変更届出書（別記第三号様式）により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定により計画の変更の届出を受けた場合において、当該変更による変更後の事業が建設事業であるときは、事前協議に係る手続の全部又は一部を執ることを当該事業者に指導することができる。ただし、特に知事が認めるときは、この限りでない。

3 事業者は、前項本文に規定する指導を受けたときは、必要な手続を執るものとする。

(削る。)

とともに、原則として、知事が委嘱する景観等影響評価専門委員（以下「専門委員」という。）の意見を聴くものとする。

3 専門委員の選任及び景観等影響評価専門委員会の運営等に関し、必要な事項は、別に定める。

(景観等影響評価書の作成等)

第十五条 事業者は、前条第一項の規定により知事が意見を述べたときは、準備書の記載事項について検討し、次の各号に掲げる事項を記載した景観等影響評価書（以下「評価書」という。）を作成し、知事に提出するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならない。

一 第八条第一項各号に掲げる事項

二 第十条第一項に規定する意見書の概要

三 前条第一項に規定する知事の意見

四 前二号に掲げる事項についての事業者の見解

五 第一号に掲げる事項について変更した場合は、当該変更の内容

(評価書の縦覧等)

第十六条 知事は、前条の規定により評価書が提出されたときは、当該評価書が提出された旨を公告するとともに、当該評価書の写しを当該公告の日から十五日間一般の縦覧に供するものとする。

(建設事業の廃止又は変更)

第十七条 事業者は、第五条第二項の規定による事前協議申出書の提出後において、建設事業を廃止し、又は建設事業に係る計画を変更したときは、速やかにその旨を建設事業廃止届出書（別記第四号様式）又は建設事業変更届出書（別記第五号様式）により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定により計画の変更の届出を受けた場合において、当該変更による変更後の事業が建設事業であるときは、第五条、第八条、第九条第二項から第四項まで、第十一条第一項及び第十五条に規定する各手続の全部又は一部を執ることを当該事業者に指示することができる。ただし、特に知事が認めるときは、この限りでない。

3 事業者は、前項本文に規定する指示を受けたときは、当該指示に従い、必要な手続を執るものとする。

(自然公園特別地域等における許可の申請)

第十八条 事業者は、法第二十条第三項、公園条例第十九条第一項及び保全条例第九条第四項の規定による許可の申請をしようとする場合は、第十六条に規定する手続（第十七条第三項に規定する手続を含む。以下同じ。）が終了

(削る。)

(削る。)

(補則)

第十条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定める。

(削る。)

した後、当該申請を行うものとする。

(自然公園普通地域等における行為の届出)

第十九条 事業者は、法第三十三条第二項、公園条例第二十条第二項及び保全条例第十一条第一項の規定による行為の届出をしようとする場合は、第十六条に規定する手続が終了した後、当該届出を行うものとする。

(勧告及び公表)

第二十条 知事は、事業者がこの要綱に規定する手続を実施しないときは、事業者に対し、当該手続の実施を勧告するものとする。

2 知事は、前項に規定する勧告をした場合において、事業者が当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名等を公表するものとする。

(補則)

第二十一条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に知事が定める。

別表 (第六条第六項)

総合企画部	政策企画課長
	水政課長
防災危機管理部	消防課長
環境生活部	環境政策課長
	大気保全課長
	水質保全課長
	自然保護課長
	循環型社会推進課長
	くらし安全推進課長
農林水産部	農地・農村振興課長
	耕地課長
	森林課長
	水産局漁港課長
県土整備部	道路環境課長
	河川環境課長
	港湾課長
	都市整備局都市計画課長
	都市整備局下水道課長

	都市整備局建築指導課長
教育庁教育振興部	文化財課長